

携帯電話院内使用の条件と安全性

亀田総合病院 ME室

高倉 照彦

1.はじめ

最近になり携帯電話の院内使用を解禁する病院が増えてきた。これまで携帯電話を病院内に持ち込むことは許可されていなかった。平成7年4月に岡山県内の病院で携帯電話使用中に輸液ポンプが停止したと云う報告があったことから全国の病院では医療機器に対する安全対策のひとつとして携帯電話の院内持ち込み禁止という自主規制をおこなった。また不要電波問題対策協議会が平成9年3月に「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯端末等の使用に関する指針」を公表し国内では携帯電話使用に対する規制がかけられたという背景がある。今回PHS導入から携帯電話解禁、そしてP-DCMAによるサービスまでの経過と臨床工学技士の関わりを述べる。

2.PHS 導入

携帯電話使用規制が全国の病院に浸透したと思われる平成10年、亀田総合病院ではこれまでの構内呼び出し機ページングシステム（構内ポケットベル）を廃止し、代わりに構内PHSを導入した。PHSは出力が小さいことから医療機器に与える影響は少ないと云うところに着眼点を置き、PHS導入時には使用制限区域は特に設けず手術室、集中治療室などでも使用を許可した。現在7年が経過しているがPHSによる医療機器の誤動作はいまだに発生していないことから少電力PHSは安全であると言えそうである。

3.携帯電話解禁へ

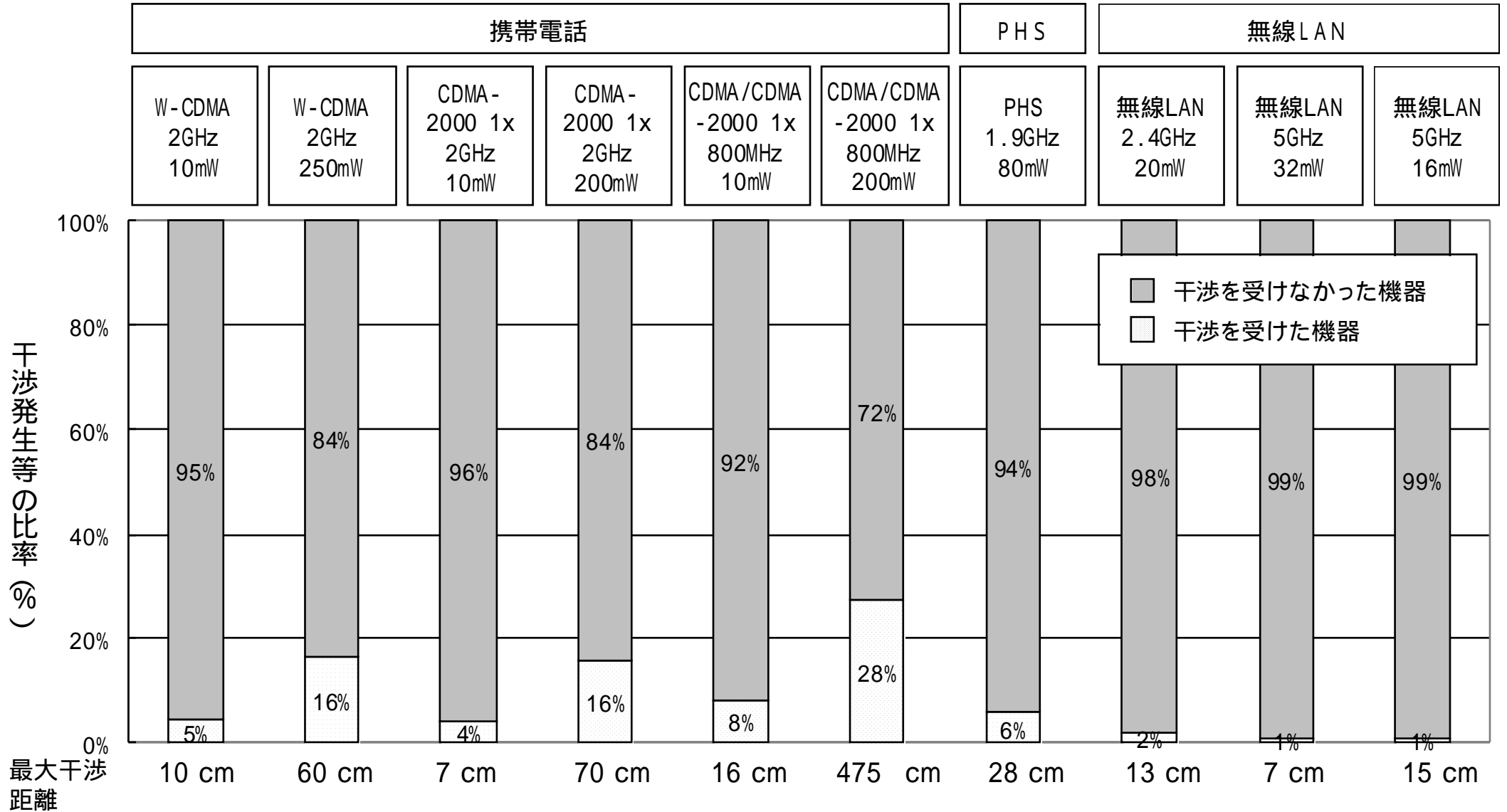
構内PHSの使用に関し、院内PHSには医療用のストラップは付けていても、外部からは携帯電話の識別はできず、規制があってないのも事実である。最近では患者・家族らが常にメールを送受信し、さらにはインターネットに接続するなど通話をしていないから規制は守っているのだと云う誤解もある。このような時代の流れに押され？2002年9月には条件付で携帯電話の院内持ち込みを許可したのも事実である。現時点では入院患者を対象に携帯電話のW-CDMAによる電子カルテ閲覧を可能にさせるサービスを始めた。つまり規制から利用する時代へと変貌を遂げた。

4.おわり

今日、携帯電話はめざましい勢いで普及しており平成16年12月末、加入者が約9000万人となった。これは国民4人に対し3人の割合で携帯電話を持つことになる。ここまで普及すると依存性も高く生活の一部にもなっている。今後、病院環境を整備し携帯電話との共存を考えていかなければならない。

※資料：平成14年7月 総務省 報道資料

携帯電話端末等が病院内医用機器に及ぼす影響について



ドプラ胎児診断装置の心拍表示の乱れで軽微な障害である。2番目は 180cm(除細動器のモニター波形の小さい乱れ)。

(備考) 調査対象医用機器は、シリンジポンプ、ドプラ胎児診断装置、人工呼吸器、心電図、血圧計、透析装置等 261装置